

\*\*\*\*\*

平成 14 年 第 3 回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 14 年 10 月 25 日

上富良野町議会

# 目 次

第1号(10月25日)

○議事日程	.....	1
○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○遅参議員	.....	1
○早退議員	.....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	.....	1
○議会事務局出席職員	.....	2
○開会宣言・開議宣告	.....	3
○議会運営等諸般の報告	.....	3
○日程第1 会議録署名議員の指名の件	.....	3
○日程第2 会期決定の件	.....	3
○日程第3 議案第1号	.....	3
○日程第4 議案第2号	.....	5
○日程第5 議案第3号	.....	5
○日程第6 議案第4号	.....	6
○閉会宣告	.....	7

## 平成14年第3回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
1	旭野川砂防工事（H14国債）請負契約締結の件	10月25日	原案可決
2	多田沢川土砂流出対策工事（H14国債）請負契約締結の件	10月25日	原案可決
3	南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H14国債）請負契約締結の件	10月25日	原案可決
4	損害賠償の和解の件	10月25日	原案可決

平成 14 年第 3 回臨時会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 14 年 10 月 25 日（金曜日）

○議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 会期決定の件 10月25日 1日間  
第 3 議案第1号 旭野川砂防工事(H14国債)請負契約締結の件  
第 4 議案第2号 多田沢川土砂流出対策工事(H14国債)請負契約締結の件  
第 5 議案第3号 南部地区土砂流出対策工事(ポロピナイ川)(H14国債)請負契約締結の件  
第 6 議案第4号 損害賠償の和解の件
- 

○出席議員(19名)

1番	中村 有秀 君	2番	中川 一男 君
3番	福塚 賢一 君	4番	笠木 光広 君
5番	吉武 敏彦 君	7番	石川 洋次 君
8番	仲島 康行 君	9番	岩崎 治男 君
10番	佐藤 政幸 君	11番	梨澤 節三 君
12番	米沢 義英 君	13番	長谷川 徳行 君
14番	徳島 稔 君	15番	村上 和子 君
16番	清水 茂雄 君	17番	小野 忠 君
18番	向山 富夫 君	19番	久保田 英市 君
20番	平田 喜臣 君		

---

○欠席議員(1名) 6番 西村 昭教 君

---

○遅参議員(1名) 8番 仲島 康行 君

---

○早退議員(0名)

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸 孝雄 君	助役	植田 耕一 君
収入役	樋口 康信 君	教育長	高橋 英勝 君
総務課長	田浦 孝道 君	企画調整課長	中澤 良隆 君
道路河川課長	田中 博 君	社会教育課長	尾崎 茂雄 君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	係長	北川徳幸君
主事	廣瀬美佐子君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 19名)

---

#### 開会宣言・開議宣言

**議長(平田喜臣君)** ご出席まことにご苦労に存じます。

ただ今の出席議員は18名であります。

これより平成14年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

#### 議会運営等諸般の報告

**議長(平田喜臣君)** 日程にはいるに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

**事務局長(北川雅一君)** ご報告申し上げます。

今期臨時会は10月22日に告示され、同日、議事日程及び議案等の配布をいたしました。

今期臨時会に提出の案件は、町長からの提出の議案第1号ないし議案第4号の4件であります。

本臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上です。

**議長(平田喜臣君)** 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

**議長(平田喜臣君)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 中村有秀君

2番 中川一男君

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期決定の件

**議長(平田喜臣君)** 日程第2 会期決定の件を

議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

**議長(平田喜臣君)** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

---

#### 日程第3 議案第1号

**議長(平田喜臣君)** 日程第3 議案第1号旭野川砂防工事(H14 国債)請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

**道路河川課長(田中博君)** ただいま上程いたしました議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の委託工事として実施しております。本工事の工事概要としまして床固工2基、附帯工としまして護床工、護岸工、法面工などが主なる工事概要であります。

次に本議案につきましては、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要綱の規程に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格、申請、要綱を9月2日に告示、5つの共同企業体の申請を受理したところであり、当該地元業者を含む5企業体を指名いたしまして、10月22日入札を行った結果、アラタ・山本特定企業体が1億3350万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の1億4017万5千円であります。

参考までに2番札は大北・小渡特定共同企業体の1億3390万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行、実施としまして公表を行っております。落札率につきましては、97.64%でございます。

以下議案を朗読し、提案理由の説明に変えさせていただきます。

議案第1号、旭野川砂防工事(H14 国債)請負契約締結の件、旭野川砂防工事(H14 国債)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条

の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、旭野川砂防工事( H14 国債)、2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、1億4017万5千円。4、契約の相手方、アラタ・山本特定共同企業体、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役荒田裕明、上富良野町西1線北24号、山本建設株式会社、代表取締役西村三郎。5、工期、契約の日から平成15年10月31日まで。

以上で説明を終わります。ご審議賜りましてご議決下さいますようお願い申し上げます。

**議長(平田喜臣君)** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。17番小野忠君。

**17番(小野忠君)** この共同企業体についてちょっとお聞きしたいと思います。

前回にもいろいろと質問したこともございますが、共同企業体においては、歩合制は当然比率でもってやるんだということはわかったのですが、今後今まで14年度の分をみましたら、これは12月14日ですか、12月14日に去年の平成14年分は終わるわけです。そして今後これが15年分になるでしょうけれど、この乙と甲、これらが今までの状態ならば、乙は甲にまったく丸投げしてしまっていると、そしてまったく乙は企業に参加していないというものが現状だったと思います。それで前回も助役に申し上げたことがございますが、この点につきまして、今後あくまでも工事に参入してやっていただきたいということなんです。まったく今まで参入していないということで、ちょっと言葉足りないかもしれませんけれどこの点について、今後甲と乙とがきちんとした共同企業体でやっていだくなれば、技術指導員もこの契約書を見ますと、甲が技術指導員1人、それから乙は副技術指導員が1人と、こういうふうになっていますね、契約書見ますとね。ですからこの方たちは必ずこの新しい3つ、これ今回3つありますよね。これにつきましてやっぱり技術指導員をきちんと出していただいて、それで雇用対策、雇用も必ずそこに参入させていくようしていただきたいと思います。

それから建設課長にお願いいたしますが、この技術指導員の方は3本ですね、3本に対して技術指導員がこれから契約書の中で出てくると思います。そ

れで技術指導員が1名ずつ出なくてはならないですからその1名ずつの氏名をあとでいいですから出していただければ幸いと思いますが、この点についてどう思いますか。一つその点助役さんご答弁いただきたいと思います。

**議長(平田喜臣君)** 助役答弁。

**助役(植田耕一君)** 17番小野議員のご質問にお答えしたいと思います。

いわゆるJVの関係でございますが、基本的に議員おっしゃる中で丸投げというふうな形で、風聞された中のお話かと思いますけれど、町といたしましては基本的にはジョイントベンチャーの基本に沿ってその施工をされたいたというふうに考えております。今年度から先ほど課長のほうからご説明申し上げましたとおり、この企業体の結成につきましては、建設業法との関係からその取扱いが変わってきてございますので、公募型を持ちまして取り扱ったところでございます。結果5社の申し込みがございましていずれも適格であるというようなことからその5社の指名をいたしたという経緯にございます。そういう中でその出資の状況とまた構成員の状況、それにつきましては、当然契約の段階におきまして届出がなされ、また技術者につきましても届けがなされるという状況にございます。従いましてそれに基づいた工事が適正に構成員の中で適正に行われているということを、仄聞されることのないよう町いたしましては指導をしてまいりたいというふうに思っております。

技術者等の氏名等につきましては、届出の際に私どもの方はきちんと承ってございますので、間違なくそのようなことでございますので、これらについては当然情報の提供等は公開に基づいた中でできるものと思っておりますのでその点ご理解をいただきたいと思います。

**議長(平田喜臣君)** よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(平田喜臣君)** なければこれをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

**議長（平田喜臣君）** ご異議なしと認めます。よって本件は原案の通り可決いたしました。

---

#### 日程第4 議案第2号

**議長（平田喜臣君）** 日程第4 議案第2号多田沢川土砂流出対策工事（H14国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。道路河川課長。

**道路河川課長（田中博君）** ただいま上程いただきました議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本工事につきましても、防衛施設庁所管の委託工事として実施しております。

本工事の工事概要としまして施工延長210メートル、主要工作物として積みブロック工275メートル、落差工4基が主なる工事内容でございます。

次に本議案につきましても平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要綱の規程に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格申請要綱を9月2日に告示、5つの共同企業体の申請を受理したところであります、当該地元業者を含む5企業体を指名いたしまして10月22日入札を行った結果、高橋・遠藤特定共同企業体が9000万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の9450万円であります。参考までに2番札は新島・清水特定共同企業体の9015万円であります。また、本工事につきましては、先ほど申し上げました旭野川と同じく予定価格の事前公表を行っております。落札率につきましては、97.88%でございます。

以下議案を朗読して説明に変えさせていただきます。議案第2号、多田沢川土砂流出対策工事（H14国債）請負契約締結の件。多田沢川土砂流出対策工事（H14国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。記。1、契約の目的、多田沢川土砂流出対策工事（H14国債）。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、9450万円。4、契約の相手方、高橋・遠藤特定共同企業体、上富良

野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社、代表取締役北川昭雄、上富良野町錦町2丁目5番8号、遠藤工務株式会社、代表取締役中村洋征。5、工期、契約の日から平成15年11月30日まで。

以上で説明を終わります。ご審議賜りましてご議決下さいますようお願い申し上げます。

**議長（平田喜臣君）** これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（平田喜臣君）** なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第2号を採決いたします。本件は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

**議長（平田喜臣君）** ご異議なしと認めます。よって本件は原案の通り可決いたしました。

**議長（平田喜臣君）** ご異議なしと認めます。よって本件は原案の通り可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号

**議長（平田喜臣君）** 日程第5 議案第3号南部地区土砂流出対策工事（ボロビナイ川）（H14国債）請負契約締結の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。道路河川課長。

**道路河川課長（田中博君）** ただいま上程いただきました議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本工事につきましても、防衛施設庁所管の委託工事として実施しております。

本工事の工事概要としまして施工延長183メートル、主要構造物としまして積みブロック工延長284メートル、落差工4基が主なる工事内容であります。

次に本議案につきましても、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要綱の規程に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格申請要綱を9月2日に告示、5つの共同企業体の申請を受理したところであります、当該地元業者を含む5企業体を指名いたしまして10月22日入札を行った結果、大北・小渡特定共同企業体が9100

万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の9555万円であります。参考までに2番札は新島・清水特定共同企業体の9150万円であります。また、本工事につきましても同じく予定価格の事前公表を行っております。落札率につきましては、97.0パーセントでございます。以下議案を朗読して提案理由の説明に変えさせていただきます。

議案第3号、南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H14国債）請負契約締結の件。南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H14国債）請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。記。1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H14国債）2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、9555万円。4、契約の相手方、大北・小渡特定共同企業体、富良野市本町8番1号、大北土建工業株式会社、代表取締役社長荒木毅、上富良野町中町3丁目5番25号、株式会社小渡工務店、代表取締役小渡一蔵。5、工期、契約の日から平成15年10月31日まで。

以上で説明を終わります。ご審議賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。13番長谷川徳行君

13番（長谷川徳行君） この3件とも公募型の入札が行われたといわれていますが、それに対してのメリット、今までと違った形を、公募型を取ったというメリットを教えていただきたい。それとそれぞれの入札にどれくらいの公募があったのか、会社、5社というのはこっちで指名した5社であって、それでなくて公募したときに何社それであったのか教えていただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 13番長谷川議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

今回の公募型といいますのは、従来町のほうでそれぞれAランク業者、Bランク業者ということで指名しまして、その方が自主的に結成していただくという方式でやってございました。今回公募型といるのはあくまでも自主結成でございますから、当然

私どもの町に登録されている業者であることだとか、今回この障害防止事業として実績がある方だとか一定の条件を付して、それから上川管内においてこういう実績がある方ということで一定の条件を付して公募するわけでございます。その結果、結成されてきた会社が結果的に5社であったと言うことでございますので、そういうことでデメリットの関係につきましては、私どもこの取扱いにつきましては建設業法の中でJVの取扱いについては、こういう方法で取り扱いなさいというふうになってございますので、その中で適正に取り扱っていくということで、今年度からその要綱を設置しましてこのような形を取ってやっていくということでございます。基本的には透明性と競争性を高めるという点でこういう取扱いをしてあたっていくということでございますのでご理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 公募型にしてそれぞれの指名が5社ずつしか入ってなかったということですね、企業体が、あとはなかったということですね。

議長（平田喜臣君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 長谷川議員のおっしゃるところです。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（平田喜臣君） なければこれをもって質疑討論を終了いたします。これより議案第3号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（平田喜臣君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第4号

議長（平田喜臣君） 日程第6 議案第4号損害賠償の和解の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） ただいま上程いたしました議案第4号損害賠償の和解の件につきまして提案の趣旨をご説明を申し上げます。本件は本

年10月1日夜半から2日の明け方にかけましての台風21号の影響によりまして、基線北27号に設置している町のゲートボール場の観覧席においてありました板が飛び、隣接の日東会館で執り行われました葬儀関係者の駐車中の車輛2台に直撃したことから、相手方に損害を与えることになりました。被害を受けられた方々には誠に申し訳なく心から深くお詫びを申し上げます。今後再発防止のため施設管理に対しましては、十分に注意し一層の努力をしてまいる所存でございます。

以下朗読を持って説明に変えさせていただきます。議案第4号、損害賠償の和解の件。平成14年10月2日、午前7時30分ころ日東会館駐車場に駐車中の車輛2台が、隣接のゲートボール場から飛ばされた板があたり破損した件について、下記のとおり損害の賠償に関し和解することにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。記。1、和解の相手方、(1)上富良野町 、(2)

上富良野町 、2、

和解の内容、(1)上富良野町は、相手方に對し、金188,013円を支払い、相手方

は、上富良野町に対して、本件に関し今後前記の金員を除き一切の請求をしない。(2)上富良野町は、相手方 に対し金34,650円を支払い、相手方 は、上富良野町に対して、本件に関し今後前記の金員を除き一切の請求をしない。以上で説明をいたしました。ご審議賜りまして議決いただきますようお願い申し上げます。

**議長(平田喜臣君)** これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。15番村上和子君。

**15番(村上和子君)** 台風によりましての損害ということで、いたしかたないと思うのですけれど、この板というのはゲートボール場でどのように活用されていたものなのか、またどのような状態で置かれていたものなのかちょっとお伺いしたいと思います。

**議長(平田喜臣君)** 社会教育課長答弁。

**社会教育課長(尾崎茂雄君)** 15番村上議員のご質問にお答え申し上げます。ただいまご説明しま

したコンパネの板でございますが、これにつきましてはゲートボールをされる方、または見る方につきまして観覧席の上にお年寄りたちが座るために観覧席の上に設置してありました板でございます。その板約20枚を設置していたところでございます。その板の2枚ほどが突風で当日あおられまして駐車中の車に被害を与えたということで、今後施設管理につきましては一層の注意を払ってまいりたいと思います。以上でございます。

**議長(平田喜臣君)** 15番村上和子君。

**15番(村上和子君)** きちんと固定して用意していたものでなかったということで、ちょっと不備があったのではないかというふうに思ってます。その点いかがでございますか。

**議長(平田喜臣君)** 社会教育課長答弁。

**社会教育課長(尾崎茂雄君)** 固定しておけばよかったですけれど、たまたま固定しないということで固定しておりませんでした。今後十分気をつけたいと思います。

**議長(平田喜臣君)** 他にございませんか。なければこれをもって質疑討論を終了いたします。

これより議案第4号を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(平田喜臣君)** 起立多数であります。よつて議案第4号の件は原案のとおり決しました。

## 閉会宣言

**議長(平田喜臣君)** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成14年第3回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時28分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成14年10月25日

上富良野町議会議長 平田 喜臣

署名議員 中村 有秀

署名議員 中川 一男